日本司法支援センター
平成21年細則第２号
最終改正　令和８年２月26日
令和８年細則第２号

組織運営規程細則

（総則）

第１条　この細則は、組織運営規程（平成23年規程第１号。以下「規程」という。）第54条の規定に基づき、センターに置く係及びその所掌事務等を定めることを目的とする。

（監査室に置く係）

第２条　監査室に、次の２係を置く。

監査第一係

監査第二係

２　監査第一係は、規程第７条第２項各号（監査第二係の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

３　監査第二係は、規程第７条第２項第１号に掲げる事務のうち、法律事務取扱規程第２条第３号の国選契約弁護士に支払う報酬及び費用の算定の監査に関する事務をつかさどる。

（本部企画部企画調整課に置く係）

第２条の２　本部企画部企画調整課に、次の１係を置く。

企画調整係

２　企画調整係は、規程第９条の７に掲げる事務をつかさどる。

（本部企画部ＤＸ推進室に置く係）

第２条の３　本部企画部ＤＸ推進室に、次の１係を置く。

ＤＸ推進係

２　ＤＸ推進係は、規程第９条の８に掲げる事務をつかさどる。

（本部総務部総務課に置く係）

第３条　本部総務部総務課に、次の２係を置く。

総務第一係

総務第二係

２　総務第一係は、規程第12条第１号から第５号まで及び第12号から第19号までに掲げる事務をつかさどる。

３　総務第二係は、規程第12条第６号から第11号までに掲げる事務をつかさどる。

第３条の２　削除

（本部総務部人事課に置く係）

第４条　本部総務部人事課に、次の３係を置く。

人事第一係

人事第二係
人事第三係
２　人事第一係は、規程第13条第１号、第２号（職員の任免、服務、懲戒及びその他の人事に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。）、第６号、第８号（センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。）及び第10号に掲げる事務をつかさどる。
３　人事第二係は、規程第13条第２号（職員の給与に関すること。）、第３号、第５号及び第８号（センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理に関すること。）に掲げる事務をつかさどる。
４　人事第三係は、規程第13条第２号（職員の研修及び表彰に関すること。）、第４号、第７号及び第９号に掲げる事務をつかさどる。
（本部総務部財務会計課に置く係）
第５条　本部総務部財務会計課に、次の３係を置く。
財務会計第一係
財務会計第二係
財務会計第三係
２　財務会計第一係は、規程第14条各号に掲げる事務のうち、主として第１号から第４号まで及び第12号に掲げる事務をつかさどる。
３　財務会計第二係は、規程第14条各号に掲げる事務のうち、主として第４号から第６号まで及び第13号に掲げる事務をつかさどる。
４　財務会計第三係は、規程第14号各号に掲げる事務のうち、主として第４号から第５号及び第７号から第13号までに掲げる事務をつかさどる。
第６条　削除
（本部総務部情報システム管理課に置く係）
第７条　本部総務部情報システム管理課に、次の１係を置く。
情報システム管理係
２　情報システム管理係は、規程第16条各号に掲げる事務をつかさどる。
（本部総務部サービス推進室に置く係）
第８条　本部総務部サービス推進室に、次の１係を置く。
サービス推進係
２　サービス推進係は、規程第17条各号に掲げる事務をつかさどる。
（本部総務部法務室に置く係）
第９条　本部総務部法務室に、次の１係を置く。
法務係
２　法務係は、規程第18条各号に掲げる事務をつかさどる。
（本部総務部広報・調査室に置く係）
第10条　本部総務部広報・調査室に、次の１係を置く。
広報・調査係

２　広報・調査係は、規程第19条各号に掲げる事務をつかさどる。

第11条　削除

（本部第一事業部情報提供課に置く係）

第12条　本部第一事業部情報提供課に、次の２係を置く。

情報提供第一係

情報提供第二係

２　情報提供第一係は、規程第23条第１号から第３号までに掲げる事務をつかさどる。

３　情報提供第二係は、規程第23条第４号から第６号までに掲げる事務をつかさどる。

（本部第一事業部民事法律扶助第一課に置く係）

第13条　本部第一事業部民事法律扶助課に、次の４係を置く。

民事法律扶助第一係

民事法律扶助第二係

民事法律扶助第三係

民事法律扶助第四係

２　民事法律扶助第一係は、規程第24条各号に掲げる事務のうち、主として第１号、第４号、第６号、第７号及び第12号に掲げる事務をつかさどる。

３　民事法律扶助第二係は、規程第24条各号に掲げる事務のうち、主として第４号、第８号から第11号及び第13号に掲げる事務をつかさどる。

４　民事法律扶助第三係は、規程第24条各号に掲げる事務のうち、主として第２号（民事法律扶助第四係の所掌に属するものを除く。）、第３号、第５号及び第８号に掲げる事務をつかさどる。

５　民事法律扶助第四係は、規程第24条各号に掲げる事務のうち、主として第２号（立替金の償還免除の承認に関するものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

第14条　削除

（本部第二事業部国選弁護課に置く係）

第15条　本部第二事業部国選弁護課に、次の４係を置く。

国選弁護第一係

国選弁護第二係

国選弁護第三係

国選弁護第四係

２　国選弁護第一係は、規程第28条各号に掲げる事務のうち、主として第２号及び第４号に掲げる事務をつかさどる。

３　国選弁護第二係は、規程第28条各号に掲げる事務のうち、主として第１号、第５号及び第６号に掲げる事務をつかさどる。

４　国選弁護第三係は、主として規程第28条第３号に掲げる事務をつかさどる。

５　国選弁護第四係は、主として規程第28条第６号に掲げる事務をつかさどる。

（本部第二事業部犯罪被害者支援課に置く係）

第16条　本部第二事業部犯罪被害者支援課に、次の３係を置く。

犯罪被害者支援第一係
犯罪被害者支援第二係
犯罪被害者支援第三係
２　犯罪被害者支援第一係は、規程第29条第６号及び第11号から第14号までに掲げる事務をつかさどる。
３　犯罪被害者支援第二係は、規程第29条第１号、第２号及び第７号から第９号までに掲げる事務をつかさどる。
４　犯罪被害者支援第三係は、規程第29条第３号から第５号まで及び第10号に掲げる事務をつかさどる。
（本部第二事業部受託業務室に置く係）
第17条　本部第二事業部受託業務室に、次の１係を置く。
受託業務係
２　受託業務係は、規程第30条各号に掲げる事務をつかさどる。
（本部常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課に置く係）
第18条　本部常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課に、次の２係を置く。
常勤弁護士総合企画第一係
常勤弁護士総合企画第二係
２　常勤弁護士総合企画第一係は、規程第33条各号に掲げる事務のうち、主として第１号（常勤弁護士等の研修に関することを除く。）、第２号（司法過疎地域事務所の設置に関することに限る。）及び第４号に掲げる事務をつかさどる。
３　常勤弁護士総合企画第二係は、規程第33条各号に掲げる事務のうち、主として第１号（常勤弁護士総合企画第一係の所掌に属するものを除く。）、第２号（常勤弁護士総合企画第一係の所掌に属するものを除く。）及び第３号に掲げる事務をつかさどる。
第19条　削除
（本部常勤弁護士総合企画部常勤弁護士業務支援室に置く係）
第20条　本部常勤弁護士総合企画部常勤弁護士業務支援室に、次の１係を置く。
常勤弁護士業務支援係
２　常勤弁護士業務支援係は、規程第35条に掲げる事務をつかさどる。
（係長等）
第21条　係に、それぞれ係長を置くことができる。
２　監査室長又は本部事務局長が指定する係に、主任を置くことができる。
３　係長及び主任は、命を受け、係の事務を処理する。

附　則
この細則は、平成21年４月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成21年細則第９号）
この細則は、平成21年７月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成21年細則第11号）

この細則は、平成21年８月３日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成21年細則第12号）

この細則は、平成21年９月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成22年細則第３号）

この細則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成22年細則第10号）

この細則は、平成22年11月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成23年細則第３号）

（施行期日等）

この細則は、公布の日から施行し、改正後の組織運営規程の改正に伴う契約事務取扱細則等の一部を改正する細則は、平成22年12月１日から適用する。

附　則（日本司法支援センター平成23年細則第５号）

この細則は、平成23年６月20日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成24年細則第３号）

この細則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成25年細則第１号）

この細則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成25年細則第４号）

この細則は、平成25年５月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成25年細則第６号）

この細則は、平成25年８月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成25年細則第11号）

この細則は、平成25年12月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成27年細則第７号）

この細則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成27年細則第12号）

この細則は、平成27年11月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成28年細則第７号）

この細則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成28年細則第16号）

この細則は、平成28年７月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター令和元年細則第６号）

この細則は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター令和４年細則第２号）

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター令和５年細則第10号）

この細則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター令和７年細則第26号）

この細則は、令和８年１月13日から施行する。

附　則（日本司法支援センター令和８年細則第２号）

この細則は、令和８年３月１日から施行する。